

広島県告示第五百三十二号

平成七年広島県告示第千十九号（事業者が個人情報を取り扱う際に準拠すべき指針）は、
令和五年三月三十一日限り廃止する。

令和五年三月二十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦